

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

		資料番号	16	担当課	建築住宅課
法令名	建築士法	根拠条項	第23条の8第1項	不利益処分の種類	建築士事務所の登録消除
<p>(登録の抹消)</p> <p>第二十三条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 前条の規定による届出があつたとき。二 第二十三条第一項の登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。三 第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。					